

尖閣領有権問題：日中主張比較

	日本	中国
領有権の根拠	<p>尖閣諸島は、1885年から日本政府が沖縄県当局を通ずる等の方法により再三にわたり現地調査を行い、単に尖閣諸島が無人島であるだけでなく、清国の支配が及んでいる痕跡がないことを慎重に確認した上で、1895年1月14日に現地に標杭を建設する旨の閣議決定を行って、正式に日本の領土に編入しました。この行為は、国際法上、正当に領有権を取得するためのやり方に合致しています（先占の法理）。</p> <p><中国の批判></p> <p>1884年、釣魚島に初めて上陸し、その島が「無人島」であることが分かったと公言した日本人がいた。日本政府はただちに釣魚島に対して秘密調査を行い、占拠することを企んだ。日本のこのような企みは中国の警戒を引き起こした。1885年9月6日（清・光緒11年7月28日）付けの『申報』に、「台湾北東部の島で、最近日本人が日本の旗をその上に掲げ、島を乗っ取らんばかりの勢いである」との記事がある。中国の反応に配慮したため、日本政府は軽々しい行動に出られなかった。</p> <p>1885年9月22日、沖縄県令が釣魚島を秘密調査した後、山県有朋内務卿に提出した秘密報告では、これらの無人島は「『中山伝信録』に記載された釣魚台、黄尾嶼、赤尾嶼などと同一の島嶼であり」、すでに清朝の冊封使船によってよく知られ、かつ琉球に向かう航海の目印として、それぞれ名称が付けられている。したがって、国の標杭を立てるべきかどうか懸念があり、それについて上の指示を仰ぐ、としている。同年10月9日、山県有朋内務卿は井上馨外務卿に書簡を送り、意見を求めた。10月21日、井上馨から山県有朋宛での回答書簡では、「この時機に公然と国の標杭を立てれば、必ずや清国の猜疑心を招く。ゆえに当面は実地調査およびその港湾の形状、後日開発が期待できるような土地や物産などを詳細に報告する</p>	<p>（一）中国が最も早く釣魚島を発見し、命名し、利用した中国の先人は海洋経営と海上の漁業に従事してきた実践において、最も早く釣魚島を発見し、命名した。中国の古代文献では、釣魚島は釣魚嶼、釣魚台ともよばれている。現在見つかっている範囲で、最も早く釣魚島、赤尾嶼などの地名を記載した史籍は、1403年（明・永楽元年）に完成した『順風相送』である。これは、早くも14、15世紀に中国はすでに釣魚島を発見し、命名したことを示している。1372年（明・洪武5年）に、琉球国王は明朝に朝貢し、明太祖は琉球へ使節を派遣した。1866年（清・同治5年）までのほぼ500年間に、明・清2代の朝廷は前後24回にわたり琉球王国へ冊封使を派遣し、釣魚島は冊封使が琉球に行くために経由する地であった。中国の使節が著した報告には、釣魚島に関する記載が多く出てくる。例えば、明朝の冊封使・陳侃の『使琉球録』（1534年）によれば、「釣魚嶼、黄毛嶼、赤嶼を過ぎ、…古米山を見る、すなわち琉球に属する者なり」とあり、明朝の冊封使・郭汝霖の『使琉球録』（1562年）によれば、「赤嶼は琉球地方を界する山なり」とあり、清朝の冊封副使・徐葆光の『中山伝信録』（1719年）には、福建から琉球へ行くには、花瓶嶼、彭佳嶼、釣魚島、黄尾嶼、赤尾嶼を経て、「姑米山（琉球西南方の境界にある鎮山）、馬齒島を通り過ぎ、琉球の那覇港に入る」とある。</p> <p>1650年、琉球の国相・向象賢の監修した琉球国最初の正史『中山世鑑』には、古米山（姑米山ともいう、現・久米島）は琉球の領土であるが、赤嶼（現・赤尾嶼）およびそれ以西は琉球の領土ではない、とある。1708年、琉球の学者・紫金大夫程順則の『指南広義』には、姑米山は「琉球西南方の境界にある鎮山である」とある。以上の史料は、釣魚島、赤尾嶼は中国に属し、久米島は琉球に属し、境界線は赤尾嶼と久米島間の黒水溝（現・沖縄トラフ）にあるとはっきり記している。明朝の冊封副使・謝傑の『琉球録撮要補遺』</p>

	<p>にとどめるべきである。国の標識設置や開発着手などは、後ほど機会を見て行えばよい」としている。井上馨はまた、「今回の調査の件は、おそらくいずれも官報や新聞に掲載しないほうがよい」とことをとくに強調した。そのため、日本政府は沖縄県が国の標杭を立てる要求に同意しなかった。</p> <p>1890年1月13日、沖縄県知事はまた内務大臣に、釣魚島などの島嶼は「無人島であり、今までその所轄がまだ定められていない」、「それを本県管轄下の八重山役所の所轄にしてほしい」との伺いを出した。1893年11月2日、沖縄県知事は国の標杭を立て、版図に組み入れることをふたたび上申したが、日本政府はやはり回答を示さなかった。甲午戦争の2カ月前、すなわち1894年5月12日に、沖縄県は釣魚島を秘密調査した後、次のとおり最終結論を出した。</p> <p>「明治18年(1885年)に県の警察を派遣して同島を現地踏査して以来、さらなる調査を行ったことがないので、より確実な報告を提出することができない。…そのほか、同島に関する旧記文書およびわが国に属することを示す文字の記載や口碑の伝説などの証拠はない」。</p> <p>日本外務省が編纂した『日本外交文書』では、日本が釣魚島の窃取を企んだ経緯がはっきり記載されている。その中の関係文書が示しているように、当時日本政府は釣魚島を狙い始めたが、これらの島嶼が中国に属することをよく知っており、軽々しい行動に出られなかったのである。</p> <p>1894年7月、日本は甲午戦争を発動した。同年11月末、日本軍は中国の旅順口を占領し、清朝の敗勢がすでに明らかになった。こうした背景の下で、12月27日、日本の野村靖内務大臣は陸奥宗光外務大臣へ書簡を送り、「今や昔とは情勢が異なる」とし、釣魚島に国の標識を立て、版図に組み入れることについて、閣議で審議決定することを求めた。1895年1月11日、陸奥宗光は回答書簡で支持の意を表した。同年1月14日、日本の内閣は釣魚島を沖縄県の管轄下に「編入」という秘密決議を採択した。</p> <p>日本の公文書は、日本が1885年に釣魚島への調査を開始し、1895</p>	<p>(1879年)には、「往路は滄水より黒水に入り、帰路は黒水より滄水に入る」とあり、明朝の冊封使・夏子陽の『使琉球録』(1606年)には、「水は黒水を離れ滄水に入る、必ずやこれ中国の境界」とあり、清朝の冊封使・汪輯の『使琉球雜録』(1683年)には、赤嶼の外の「黒水溝」こそ「中外の境界」とあり、清朝の冊封副使・周煌の『琉球国誌略』(1756年)には、琉球について「海面の西は黒水溝を隔て、閩海と境界をなす」とある。</p> <p>釣魚島海域は中国の伝統的な漁場であり、中国の漁民は子々孫々同海域で漁業を営んできた。釣魚島は航海の目印として、歴史上中国の東南沿海の民衆に広く利用されてきた。</p> <p>(二) 中国は釣魚島を長期的に管轄してきた</p> <p>早くも明朝の初期に、東南沿海の倭寇を防ぐために、中国は釣魚島を防御地区に組み入れていた。1561年(明・嘉靖40年)、明朝の東南沿海駐屯軍最高統帥・胡宗憲が主宰し、鄭若曾が編纂した『籌海図編』では、釣魚島などの島嶼を「沿海山沙図」に編入し、明朝の海防範囲に組み入れたことがはっきりしている。1605年(明・万曆33年)徐必達らの作成した『乾坤一統海防全図』と1621年(明・天啓元年)茅元儀が作成した中国海防図『武備誌・海防二・福建沿海山沙図』も、釣魚島などの島嶼を中国の領海内に組み入れている。清朝は明朝のやり方を踏襲し、引き続き釣魚島などの島嶼を中国の海防範囲に組み入れたのみならず、それらを台湾地方政府の行政管轄下に明確に編入した。清代の『台海使槎録』『台湾府誌』などの政府文獻は、釣魚島の管轄状況を詳細に記載している。1871年(清・同治10年)に刊行された陳寿祺らが編纂した『重纂福建通志』巻84では、釣魚島を海防の要衝に組み入れ、台湾府クバラン庁(現・台湾省宜蘭県)の管轄に属していたとしている。</p>
--	---	--

<p>(地図)</p>	<p>年に正式に窃取するまでの過程は終始秘密裏に進められており、一度も公表されたことがないことをはっきりと示している。このことは、釣魚島の主権に対する日本の主張が国際法に定められた効力を持たないことをさらに証明している。</p> <p><玄葉外相反論—2012年10月10日—></p> <p>1885年は、内務大臣から外務大臣に宛てた書簡というものがございます。それは、尖閣諸島に清国所属の痕跡、証跡というのが正確かもしれません。「証跡は少しもあい見え申さず」と明確に記載されています。その上で、いわば、外務大臣の所見を聞いたという文章ではないかと、私(大臣)は考えているのですけれども、いわば、編入手続きを行う過程の一つの文書ということで、そういった文書があるということは、私(大臣)も承知をしています。そこに、中国の国内の動向についての記述があるのは確かでありますけれども、この書簡というのは、むしろ当時、清国に、まさに尖閣諸島が属さないということを前提にして我が国がいかにか丁寧にかつ慎重に領土編入の手続きを進めていたかということを示すものだというように考えています。…</p> <p>つまりは明治政府が中国による尖閣諸島の領有権を認識していたということは、この文章からは、私(大臣)は全く読み取れないというように考えています。外務大臣が、実際にこの文章を読みますと「実地踏査をさせ」と書いてあるのですけれども、まさに実地踏査を指示しているわけでありまして、そのことから、尖閣諸島を清国の領土であったというように考えていたということではないということであると思います。</p> <p>1953年1月8日人民日報記事「琉球諸島における人々の米国占領反対の戦い」においては、琉球諸島は尖閣諸島を含む7組の島嶼からなる旨の記載があるほか、1960年に中国で発行された中国世界地図集では、尖閣諸島が沖縄に属するものとして扱われています。</p>	<p>(三) 中外の地図が釣魚島は中国に属することを表示している</p> <p>1579年(明・万曆7年)明朝の冊封使・蕭崇業が著した『使琉球録』の中の「琉球過海図」、1629年(明・崇禎2年)茅瑞徵執筆の『皇明象胥録』、1767年(清・乾隆32年)作成の『坤輿全図』、1863年(清・同治2年)刊行の『皇朝中外一統輿図』など、いずれも釣</p>
-------------	--	---

	<p>(1920年5月に、当時の中華民国駐長崎領事から福建省の漁民が尖閣諸島に遭難した件について発出された感謝状においては、「日本帝国沖縄県八重山郡尖閣列島」との記載が見られます。)</p>	<p>魚島を中国の海域に組み入れている。</p> <p>日本で最も早い釣魚島に関する記録がある文献は1785年に林子平が著した『三国通覧図説』所収の「琉球三省および三十六島之図」であるが、この図では釣魚島を琉球36島以外に列記し、かつ中国大陸と同じ色で表示されている。これは釣魚島が中国の領土の一部であることを示している。</p> <p>1809年フランスの地理学者ピエール・ラビー(Pierre Lapie)らが描いた『東中国海沿岸各国図』では、釣魚島、黄尾嶼、赤尾嶼が台湾島と同じ色で描かれている。1811年英国で出版された『最新中国地図』、1859年米国出版の『コットンの中国』、1877年イギリス海軍作成の『香港から遼東湾に至る中国東海沿海海図』などの地図は、いずれも釣魚島を中国の版図に組み入れている。</p>
<p>下関条約(馬関条約)</p>	<p>尖閣諸島は、1895年5月発効の下関条約第2条に基づき、日本が清国から割譲を受けた台湾及び澎湖諸島には含まれません。</p>	<p>1895年4月17日、清朝は甲午戦争に敗れ、日本と不平等な『馬関条約』に調印し、「台湾全島およびすべての付属島嶼」を割譲することを強いられた。釣魚島などは台湾の「付属島嶼」としてともに日本に割譲されたのである。1900年、日本は釣魚島を「尖閣諸島」と改名した。</p> <p>1941年12月、中国政府は正式に日本に対して宣戦を布告し、日本との間で締結されたすべての条約を廃棄することを宣言した。</p>
<p>カイロ宣言及びポツダム宣言</p>	<p>(言及なし)</p>	<p>1943年12月の『カイロ宣言』は、「日本が窃取した中国の領土、例えば東北四省、台湾、澎湖群島などは中華民国に返還する。その他日本が武力または貪欲によって奪取した土地からも必ず日本を追い出す」と明文で定めている。1945年7月の『ポツダム宣言』第8条では、「『カイロ宣言』の条件は必ず実施されなければならない、日本の主権は必ず本州、北海道、九州、四国およびわれわれが定めたその他の小さな島の範囲内に限るものとする」と定められている。1945年9月2日、日本政府は『日本降伏文書』において、『ポツダム宣言』を受け入れ、かつ『ポツダム宣言』で定めた各項の規定を忠実に履行することを承諾した。1946年1月29日の『盟軍最</p>

		<p>高司令部訓令 (SCAPIN) 第 677 号』では、日本の施政権の範囲が「日本の四つの主要島嶼 (北海道、本州、九州、四国) と、対馬諸島、北緯 30 度以北の琉球諸島を含む約 1 千の隣接小島嶼」であることが定められている。1945 年 10 月 25 日、中国戦区台湾省の日本降伏式典が台北で行われ、台湾は中国政府に正式に回復された。1972 年 9 月 29 日、日本政府は『中日共同声明』において、台湾が中国の不可分の一部であるという中国側の立場を十分に理解し、尊重し、かつ『ポツダム宣言』第 8 条における立場を堅持することを厳かに承諾した。</p> <p>以上の事実が示しているように、『カイロ宣言』『ポツダム宣言』『日本降伏文書』に基づき、釣魚島は台湾の付属島嶼として台湾といっしょに中国に返還されるべきものである。</p>
サンフランシスコ対日平和条約	<p>サンフランシスコ平和条約においても、尖閣諸島は、同条約第 2 条に基づいて日本が放棄した領土には含まれていません。尖閣諸島は、同条約第 3 条に基づいて、南西諸島の一部としてアメリカ合衆国の施政下に置かれ (ました。)</p>	<p>1951 年 9 月 8 日、米国は一部の国と共に、中国を排除した状況で日本と『サンフランシスコ講和条約』を締結し、北緯 29 度以南の南西諸島などを国連の委任管理下に置き、米国を唯一の施政者とする取り決めを行った。指摘しなければならないのは、同講和条約で規定された米国が委任管理する南西諸島には、釣魚島は含まれていなかったことである。</p> <p>1952 年 2 月 29 日、1953 年 12 月 25 日、琉球列島米国民政府は前後して第 68 号令 (『琉球政府章典』) と第 27 号令 (「琉球列島の地理的境界」に関する布告) を公布し、勝手に委任管理の範囲を拡大し、中国領の釣魚島をその管轄下に組み込んだ。これにはいかなる法律的な根拠もなく、中国はこの行為に断固反対するものである。</p>
沖縄返還協定	<p>1971 年の沖縄返還協定 (「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」) によって日本に施政権が返還された地域に含まれています。</p>	<p>1971 年 6 月 17 日、米国は日本と『琉球諸島および大東諸島に関する協定』 (略して「沖縄返還協定」という) に調印し、琉球諸島と釣魚島の「施政権」を日本に「返還」することとした。これに対して、中国本土および海外の中国人は一斉に非難の声をあげた。同年 12 月 30 日、中国外交部は厳正な声明を発表し、「米日両国政府</p>

		<p>が沖縄『返還』協定で、中国の釣魚島などの島嶼を『返還地域』に組み入れたことは、まったく不法なことであり、これは中華人民共和国の釣魚島などの島嶼に対する領土主権をいささかも改変し得るものではない」と指摘した。台湾当局もこれに対して断固たる反対の意を示した。</p> <p>中国政府と人民の強烈な反対に対して、米国は公けに釣魚島の主権帰属問題における立場を明らかにせざるを得なかった。1971年10月、米国政府は「元日本から得たこれらの諸島の施政権を日本に返還することは、主権に関わる主張をいささかも損うものではない。米国は日本がこれらの諸島の施政権をわれわれに委譲する前に持っていた法的権利を増やしてやることも、施政権を日本に返還することによってその他の主張者の権利を損なうこともできない。…これらの諸島に関わるいかなる対立的要求も、すべて当事者が互いに解決すべき事柄である」と言明した。同年11月、米国上院での「沖縄返還協定」採択時に、米國務省は声明を発表し、米国は同諸島の施政権を日本に返還するものの、中日双方の同諸島をめぐる相反する領土権の主張において、米国は中立的な立場をとり、紛争のいかなる側に対しても肩を持つことはしないと表明した。</p>
<p>棚上げの了解と共通認識</p>	<p>玄葉外相「日中国交正常化交渉でありますけれども、田中総理から「尖閣諸島についてどう思うか、私のところにいろいろ言うてくる人がいる」もうこれは公表されています。「周総理は、尖閣諸島問題については今回は話したくない。今、これを話すのはよくない。石油が出るからこれが問題になった。石油が出なければ、台湾も米国も問題にしない」と言って次の話題に入っています。これをもって合意があると言えるかどうかということだと思います。いうまでもなく、我々の立場は、合意はないという立場であって、中国側の立場は、合意があるという立場、主張を行っているということがあります。先ほど申し上げたように、そういう意味で我が国の立場は、合意はないということでもあります。」</p> <p>新華社通信（郭記者）「領土問題に関して、日本政府の立場につ</p>	<p>○1972年9月27日、周恩来首相と田中角栄首相は、中日国交正常化実現のために行った第3回少人数会談の中で、以下のような対話を行った。田中は、この機会に尖閣諸島に関する中国側の態度を聞きたいと述べた。周首相は、この問題について今回は述べようと思わない、話してもメリットはないと述べた。田中は続けて、私が北京に来た以上、この問題について提起しないと、帰国してから困難に見舞われるので、今ちょっと提起しておくのと彼らに対して対応できることになる、と述べた。その後田中は、分かった、この問題はさらに話す必要はない、またの機会にしよう、とも述べた。周首相は、よかろう、またの機会にしよう、今回は、両国関係の正常化問題のような大きな基本問題をまず解決する、他の問題は大きくないということではなく、当面緊迫しているのは両国関係正常化問題で</p>

	<p>いて改めてお聞きしたいと思いますが、先ほどおっしゃった1972年の日中国交正常化交渉の時、田中総理は自らこういう問題提起を中国側の指導者に行っていたのです。それは日本側が領土問題は存在しないという立場に矛盾していないのでしょうか。どうして田中総理は自らそういう問題提起をしていたのでしょうか。」</p> <p>玄葉外相「率直に言って、なぜその時、田中総理が、おっしゃるように田中総理から「尖閣諸島についてどう思うか、私のところにいるいろいろ言うてくる人がいる」こういうように語りかけたことは事実だと思います。他方、先ほど申し上げたように、周総理は、「尖閣問題について、今回は話したくない。今、これを話すのはよくない云々」という話をしているわけです。ただ、これをもって合意と言えるかどうかということだと思うのです、問題は。我々は、この間、今回だけではなくて、中国側とこの問題で議論するときそういった合意はないということは、先ほどの質問にもありましたけれど、伝えてきているわけです。だから、そこは解釈が違うという状況にあるのだというように思います。」</p> <p>新華社通信（郭記者）「領土問題は存在しないという日本側の立場は、日中の外交対話の門が閉じられてしまうという障害の一つになるという論調が日本の大手新聞の報道とか社説にもよく見られるのですが、そういうことは大臣はどのように思っているのでしょうか。」</p> <p>玄葉外相「我が国固有の領土であって、歴史的にも国際法上も疑いのない事実、領有権の問題はそもそも存在しない、その領土問題はないのであるということについて、さまざまな意見があることは承知をしておりますけれども、私（大臣）は今あるのは、いわば外交上の問題、これは存在しているというように思っていますけれども、領有権の問題は存在しないというのが我が国の立場であるということでもあります。」（2012年9月19日）</p>	<p>あり、幾つかの問題は時間が経るのを待って再度話すことにする、と述べた。以上は、両国指導者の当時の対話の元々の記録である。</p> <p>○1978年10月25日、鄧小平副総理の一行は、求めに応じて官邸に赴き、福田赳夫首相と第2回会談を行った。会談において鄧小平は、あれこれの問題はあり、あなた方の言う尖閣列島、つまり我々の言うところの釣魚島だが、会談で議論しなくてもよい、私は園田外相と話し合ったことがあるのだが、我々の世代は十分に聡明ではなく、問題解決の合理的な方法を考えつかない、我々の次の世代はもっと聡明で、大局を重視している、と述べた。その日の午後、鄧小平副総理は日本記者クラブで質問に答えた際に再び言及して次のように述べた。尖閣列島、我々の言う釣魚島、については名称も異なり、双方は違いがあることは確かだ。国交正常化を実現したときに双方は、この問題には触れないことを約束した。今回中日平和友好条約を議論するときも、我々はやはり触れないことを約束した。中国人の智恵ではこのような方法しか思いつかない。なぜならば、いったん触れるとなるとよく分からないことになってしまうからだ。この問題に借りてごたごたを企み、中日関係の発展を阻害しようと企むものもいるが、我々としては、話がまとまらないのであれば避けるというのが賢明だと思う。彼はさらに、このような問題は置いておいても大丈夫だ、十年間置いておいてもなんでもない、我々の世代はあまり知恵が足りないので、この問題で話をまとめることができない、しかし次の世代は我々より聡明なので、みんなが受け入れられる良い方法を探し出してこの問題を解決するだろう、と述べた。…</p>
--	--	---

(出所) 日本：外務省「尖閣問題 Q&A」（2010年）及び玄葉外相定例記者会見記録（2012年9月19日）－棚上げ問題部分－

中国：國務院弁公室「釣魚島は中国の固有の領土である」白書（2012年9月25日）及び9月17日付の中国新聞社 HP が掲載した雑誌『瞭望』の新聞週

(参考1) 外務省『日本外交文書』及び内務省『公文別録』の記載に関する2011年1月14日に人民日報HP日本語版に掲載された「1月14日は日本が釣魚島を乗っ取った「窃取日」と呼ぶべきだ」と題する文章並びに原文

(中国側の記載1)

第1回調査の結果：1885年9月22日、沖縄県令(後の知事)西村捨三は内務省の命令で調査を行い「本県と清国福州の間に散在する無人島の調査に関し、在京の森大書記官が受けた内命に従い調査を行った。概略は添付書類の通り。久米赤島、久場島および魚釣島(注：日本のいわゆる「久米赤島」は赤尾嶼、「久場島」は黄尾嶼、「魚釣島」は釣魚島のこと。日本語の文法では目的語のあとに動詞がくるので、中国の釣魚島は「魚釣島」と改竄されたのである)は古来本県におけるこれら島々への呼称であり、これら本県所轄の久米、宮古、八重島などに接近する無人島嶼を沖縄県の管轄とすることになんら異議はない。だが同島は以前報告した大東島(本県と小笠原島との間に位置する)と地形が異なり、中山伝信録に記載される釣魚台、黄尾嶼、赤尾嶼と同一のものではないかとの疑いがないわけではない。もし同一である場合は、すでに清国も旧中山王を冊封する使船の詳悉するのみならず、それぞれ名称も付しており、琉球航海の目標としていることは明らかである。従って今回の大東島同様、調査時直ちに国標を建ててもいくらか懸念が残る」と述べた。(日本外務省編纂『日本外交文書』第18巻「雑件」、日本国際連合協会発行、東京、1950年12月31日、574ページ)。

『日本外交文書』における沖縄県令の述べた部分の原文

「本県と清国福州間に散在せる無人島取調之儀に付先般在京森本県大書記官へ御内命相成候趣に依り取調致候処概略別紙の通に有之候抑も久米赤島久場島及魚釣島は古来本県に於て称する所の名にして而も本県所轄の久米宮古八重山等の群島に接近したる無人の島嶼に付沖縄県下に属せらるるも敢て故障有之間敷と被存候得共過日御届及候大東島(本県と小笠原島の間にあり)とは地勢相違中山伝信録に記載せる釣魚台黄尾嶼赤尾嶼と同一なるものに無之哉の疑なき能はず果して同一なるときは既に清国も旧中山王を冊封する使船の詳悉せるのみならず夫々名称をも附し琉球航海の目標と為せし事明なり依て今回大東島同様踏査直に国標取建候も如何と懸念仕候間(以下略)」

(中国側の記載2)

第2回調査の結果：1885年10月21日、井上馨外務卿は山県有朋内務卿に宛てた書簡で「これらの島々は清国国境に近い。以前踏査を終えた大東島と比べ、面積の小さいことがわかった。とりわけ清国も島名を付している。かつ、最近清国紙などは、わが政府が台湾付近の清国所属の島嶼を占拠しようとしているとの風説を掲載し、わが国に対して猜疑を抱き、清政府にしきりに注意を促している。この時期に公然と国標建設などの措置に出れば、必ずや清国の疑惑を招く。従って、当面は実地調査を行い、その港湾形状ならびに土地物産開拓の見込みの有無を詳細に報告させるのみに止め、国標を建て開拓などに着手するのは、他日の機会を待つべきだ」としている。(『日本外交文書』第18巻、575ページ)

『日本外交文書』における井上馨外務卿の述べた部分の原文 □の箇所は判読できず

「…右島嶼の義は清国国境にも接近致候□に踏査を遂げ候大東島に比すれば周囲も小さき趣に相見へ殊に清国には其れ島名も附し有之候に就ては近時清国新聞紙等にも我政府に於て台湾近傍清国所属の島嶼を占拠せし等の風説を掲載し我国に対して猜疑を抱き頻に清政府の注意を促し候ものも有之候際に付此際遽に公然国標を建設する等の処置有之候ては清国の疑惑を招き候間差向実地を踏査せしめ港湾の形状並に土地物産開拓見込有無詳細報告せしむるのみに止め国標を建て開拓等に着手す

るは他日の機会に讓候方可然存候(以下略)」

(中国側の記載3)

1885年12月5日、山県有朋は外務卿と沖縄県令の報告に基づき、以下の結論を下した：「秘第128号内の無人島へ国標建設の件に付いての内申。沖縄県と清国福州との間に散在する無人島嶼調査の件は、別紙に記した通り。沖縄県令より上申あり、国標建設の件は清国と島嶼帰属の交渉に関わり、双方に適切な時機があり、目下の情勢では見合わせるべきと思われる。外務卿と協議の上、その旨沖縄県令に指示する」。(「沖縄県と清国福州との間に散在する無人島へ国標建設の件」、日本内務省『公文別録(明治15-18年)』第4巻、明治18年(注：1885年)12月5日)

(内務省『公文別録』該当箇所原文)

「秘第128号の内

無人島へ国標建設之儀に付内申

沖縄県と清国福州との間に散在せる魚釣島外に島踏査の儀に付別紙写の通同県令より上申候処国標建設の儀は清国に交渉し彼是都合も有之候に付目下見合せ候方可然と相考候間外務卿と協議の上其旨同県へ致指令候条此段及内申候也」

(浅井注) この(内務省)文書は手書きのものでページ数もふってありませんが、中国側は極めて重要な事実を見落としていることが分かりました。それは、この文章は山県有朋内務卿が三条実美太政大臣に宛てた内申であったということです。つまり、首相に当たる太政大臣にまで内申するぐらいに重要案件だったということです。

そのことは、当時において既に、尖閣問題を下手に扱えば清政府との間で重大な紛争になる可能性があることについて、当時の日本政府が明確な問題意識を持っていたことを示しています。当時はまだ、日本としては清・中国の実力を侮る力を備えるには至っていなかったのですから、日中衝突の事態は回避しなければならないという認識が政治の最高レベルで共有されていたことを物語るのです。

だからこそ、井上馨外務卿は山県有朋内務卿に対して「他日の機会に」と言ったわけです。それはつまり、日本と中国の力が逆転して、中国からの抗議を無視しても差しつかえなくなった状況、あるいは日本に対して抗議をすどころではない状況にまで中国を追い込んでから、という言葉の意味が込められていたことが分かるのです。それが正に1894年の日清戦争であり、勝利を確実なものにした日本政府は1895年に、かねてからの計画であった「無主先占」による領土編入に踏み込んでいったということです。

(参考2) 玄葉外相主張(10月10日等)に対する中国側反論：国紀平「釣魚島は中国領土 鉄の証拠は山の如し」(10月12日付人民日報)及び解放日報をソースとする廉徳瑰署名文章

○中国は1970年代初まで釣魚島の主権要求を提起したことがなかったとする日本側主張について

<玄葉外相発言(外務省記録)>

「中国が領有権の主張をし始めたのが、ご存じのように1970年代に入ってからであります」(10月10日)

<国紀平>

「1941年12月、中国政府は正式に対日宣戦を行い、中日間のすべての条約を廃棄した。(1943年のカイロ宣言、1945年のポツダム宣言を挙げ)1945年10月25日に

中国台湾省は台北で対日投降受け入れの儀式を行い、正式に台湾を回収した。中国は、日本がカイロ宣言やポツダム宣言などの国際法文献に基づいて盗み取った中国のすべての領土を中国に返還すべきことを(以上の過程において)一貫して強調していたのであり、その中には当然釣魚島を含んでいる。

(1951年のサンフランシスコ平和条約に対しても中国政府は一貫して反対し、その署名前に周恩来外相が厳粛な声明を発表したことを紹介した上で)この声明は、中国が条約中の中国領土に関するいかなる規定をも承認しないことを明々白々に明らかにしたが、この中国領土のなかに釣魚島が当然含まれている。この立場は、米日その後同条約に依拠して行った(釣魚島に関する)受け渡しなどの行為にも同様に適用される。」

○1958年及び1960年に中国で出版された世界地図集において、釣魚島が日本の沖縄の一部として扱われているという日本側の指摘について

<玄葉外相発言>

「中国が発行した地図、これは、私(大臣)の記憶では、手元にはございませんけれども、1933年とか1960年だったかと思えますけれども、中国の発行の地図にも尖閣諸島は日本の領土であるということが書いてあるというように私(大臣)は承知しています。」(10月10日)

<国紀平>

「(玄葉外相が)地図というのであれば、十分なスペースを取って地図に関する事実について述べようではないか。1579年…の「琉球過海図」、1629年…「皇明象胥録」、1767年…の「坤輿全図」、1863年…の「皇朝中外一統輿図」などのすべてにおいて、釣魚島は中国の版図に入っている。

日本で最初に釣魚島について記載した文献は1785年における林子平著の『三国通覧図説』の付図「琉球三省及び36島の図」であり、この図では釣魚島を琉球36島の外に置き、中国大陸と同色に描いている。ということは中国領土の一部であることを指している。1892年に出版された『大日本府県別地図及び地名大鑑』においても釣魚島はまだ日本領土のなかに組み入れられていない(1809年のフランス人の地図、1811年のイギリスで出版された『最新中国地図』、1859年にアメリカで出版された地図、1877年にイギリス海軍が編纂した海図などもすべて釣魚島を中国の版図に入れていることも指摘)。

部分的にある版の地図をもってきてある国の領土問題に関する立場を否定するということができないことは一つの基本常識である。日本が持ちだした、釣魚島を日本の沖縄の一部とした中国で出版の『世界地図集』が依拠している史料は、抗日戦争間の申報館の地図資料を採用したと注釈がある。抗日戦争前には釣魚島は日本の植民統治下にまだあったわけで、国際法の角度から見ても、ある版の地図にだけ基づくことは、自らの権利を正当化し相手側の権利を否定する根拠とするには不十分である。したがって、この地図に基づいて釣魚島は日本領土だと称することは、まったく信服することができない。事実としては、日本の1970年代以前の地図にも、釣魚島が日本に属することを明らかにしていないものが多数あるのである。

日本が宝物を手にしたかのようにこのような根拠のない事例をもって大々的に騒ぎ立てるということは、釣魚島及び付属島嶼に対する主権を持っているという「法的根拠」を日本が探し求めた揚げ句、もはや頭をしばりつけて何ものを持ちだしえなくなっていることを示している。」

○日中共同声明及び日中平和友好条約の交渉時に、両国指導者が「釣魚島紛争を棚上げする」ことについて了解及び共通認識を達成したことはなかったとする日本側の主張について

<玄葉外相発言>

「日中国交正常化交渉でありますけれども、田中総理から「尖閣諸島についてどう思うか、私のところにいろいろ言ってくる人がいる」もうこれは公表されています。「周総理は、尖閣諸島問題については今回は話したくない。今、これを話すのはよくない。石油が出るからこれが問題になった。石油が出なければ、台湾も米国も問題にしない」と言って次の話題に入っています。これをもって合意があると言えるかどうかということだと思います。いうまでもなく、我々の立場は、合意はないという立場であって、中国側の立場は、合意があるという立場、主張を行っているということでもあります。先ほど申し上げたように、そういう意味で我が国の立場は、合意はないということでもあります。」(9月19日)

「日本国政府として言えることは、あの第三回の首脳会談（田中首相の1972年、福田首相の1978年及び小淵首相の1998年）…を踏まえれば、そこに合意が存在したというには言えないというのが日本国政府の立場であるということでございます。」（10月10日）

<国紀平>

共同声明及び平和友好条約を交渉し締結するとき、中日指導者は両国関係の大局から考慮し、しばらく釣魚島問題を取り上げず、後の解決を待つことを決定した。
…

玄葉外相は、少し以前に1972年の田中首相と周恩来首相の話し合いの内容を引用して、釣魚島問題に関して共通の認識を達成したことはないと述べた。事実として、周恩来首相と田中首相が当時交わした言葉の主要な内容は次のとおりである。

田中首相：この機会に貴方の釣魚島（日本名は尖閣列島）に対する態度を聞きたい。

周恩来首相：この問題は今は話したいとは思わない。今話しても良いことはない。

田中首相：北京に来た以上、この問題についてまったく提起しないとすると、帰国してからちょっと困難に遭う可能性がある。

周首相：然り。あそこの海底で石油が発見されたために、台湾が大騒ぎしているし、アメリカもあれこれ言って、問題を大きくしている。

玄葉外相はここまでを引用しただけであるが、実は田中首相は続けて、「分かった、これ以上話す必要はない、いずれまた話そう」と述べた。

周首相：いずれまた話そう。今回は、我々は大きな基本問題を解決することができる。例えば、両国関係の正常化という問題を先に解決する。ほかの問題が大きくないということではないが、現在切迫しているのは両国関係の正常化問題だ。問題によっては時間の推移を待つてまた話す。

田中首相：国交正常化が実現すれば、ほかの問題も解決できると信じている。

田中首相と周首相が提起した解決を要する問題とは何か。そのことは、当時の両国指導者には極めて明らかだった。即ち、1971年6月17日に米日は沖縄返還協定に署名し、そこでは琉球群島などの島嶼の施政権を日本に返還することを規定し、釣魚島及び付属島嶼を勝手に「返還区域」に組み入れた。同年12月30日、中国外交部は声明を発表し、米日が勝手に釣魚島などの島嶼の受け渡しを行ったことは完全に不法であり、釣魚島などの島嶼に対する中国の領土主権をいささかも変更させるものではないと強調した。したがって、(両指導者が述べた)解決を要する問題とは何か曖昧な事柄なのではなく、釣魚島の主権帰属問題だったのだ。玄葉外相は、関係する話し合いの記録の全文を見ることができなかったのか。それとも意識的に部分だけを取り上げたのか。

(次いで中日平和友好条約締結に際しての鄧小平発言を取り上げ)この発言に対して日本側からは誰も異議を提起しなかった。…以上のすべてが、中日間で釣魚島紛争を棚上げすることについての了解と共通認識があったかなかったかについて明らかにしている。

日本は、わずか数十年前の権威ある史料に対しても改ざん、否認をし、墨黒々と書いてあることも勝手に塗りつぶすというのだから、もはや何でもありということなのか。

○中華民国の長崎駐在総領事が出した感謝状に関する日本側主張について

<玄葉外相>

「たしか1920年だったでしょうか、国会でも質問が出ましたけれども、当時の中華民国の長崎の総領事が出した感謝状にも、たしか日本帝国八重山郡尖閣諸島という記述があったというように思います」（10月10日）

<廉徳瑰>

「かつての駐長崎総領事・馮勉の感謝状は日本の台湾占領期に出されたもので、如何なる問題をも説明するものではない。筆者としては、一国の外務大臣たるものは、重大な問題に関しては様になる法律的及び歴史的証拠を提出するべきであって、枝葉末節にまつわりつくべきではないと考える。」